**旭川市エコ通勤促進事業実施要綱**

（趣旨）

第１条　旭川市における地球温暖化対策の一環として，運輸部門における通勤時の温室効果ガス排出量削減等を目的とし，同時に公共交通機関の活性化，通勤者の健康増進等にも効果的なエコ通勤をさらに推進するため，特に通勤方法の切り替えが容易な夏期間をエコ通勤促進期間としてエコ通勤促進事業を実施するものとし，その実施に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

（１）「エコ通勤」とは，公共交通機関や自転車，徒歩等温室効果ガス排出量の少ない通勤方法とする（自動車の相乗り，在宅勤務・テレワーク，時差出勤を含む。）。

（２）「エコ通勤参加事業所」とは，エコ通勤促進事業の趣旨に賛同し，取組に参加する市内の事業所（官公庁，企業，団体，学校等）及び旭川市役所とする。

（３）「エコ通勤参加者」とは，エコ通勤参加事業所に所属する従業員・職員等のうち，エコ通勤を行った者とする。

（期間）

第３条　エコ通勤の対象期間は通年とし，特に毎年５月１日から９月３０日までをエコ通勤促進期間（以下「促進期間」という。）とする。

（取組内容）

第４条　エコ通勤参加事業所は，促進期間中は可能な限りエコ通勤の促進に努め，次の項目に取り組むものとする。

（１）温室効果ガス排出量の削減

（２）エコ通勤率の向上

（参加登録）

第５条　エコ通勤に参加を希望する旭川市役所以外の事業所は，エコ通勤参加登録に係る届出書（以下「参加登録書」という。）を環境総務課（以下「担当課」という。）に提出することにより参加登録するものとする。

２　市長は，前項の規定により登録された事業所に対し，エコ通勤参加事業所であることを証する登録証を交付する。

３　参加登録は事業所ごとに行うこととし，営業所（支店，出張所等）単位での登録も可能とする。

（登録の取下げ）

第６条　エコ通勤参加登録を取下げるときは，担当課に報告しなければならない。

（広報等）

第７条　担当課は，エコ通勤が広く市民に周知されるよう，エコ通勤参加事業所名等を市のホームページ等に掲載して公表することができるものとする。

（結果報告）

第８条　エコ通勤参加事業所は，促進期間中の結果を取りまとめて，担当課に報告するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか，エコ通勤促進事業の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，平成２８年３月９日より施行する。

　　附　則

この要綱は，平成２９年４月２７日より施行する。

附　則

この要綱は，平成３０年４月１日より施行する。

附　則

この要綱は，令和４年４月１９日より施行する。